Newsletter



Institute for International Monetary Affairs 公益財団法人 国際通貨研究所

欧州委員会が描くEMUの将来像

~ユーロ制度改革を巡る最新の工程表とそのポイント~

公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部 主任研究員 武田 紀久子 kikuko_takeda@iima.or.jp

<はじめに>

「欧州統合の在り方・進め方」を再検討する機運が高まって久しい。それは、欧州債務危機や英国の欧州連合(以下、EU)離脱のみならず、移民・難民の急増、地域紛争やテロ、そして、保護主義や社会的・地域的不均衡等の諸問題と相まって、多くの加盟国でポピュリズムの台頭・浸透が深刻化するなか、ますます重要な課題になっている。2017年3月、今日のEUの礎となった基本条約「ローマ条約」の調印から60周年を迎えるタイミングにあわせて、EUの行政機関である欧州委員会は「欧州の将来に関する白書」を公表した。白書では、2025年に向けて、どのようなEUを目指すのかを議論するたたき台として「5つのシナリオ」「が提示されている。更に、これらシナリオを前提に議論を深めるためとして、重点分野²ごとに政策選択肢を示す「リフレクション・ペーパー(考察文書)」を順次公表していく方針も示された。本稿では、そのうちの一つ、同年5月31日に欧州委員会が発表した「経済通貨同盟(以下、EMU)の深化に関する考察文書(以下、「文書」)」を取り上げ、欧州委員会が描く最新のEMU将来像について概観する。

_

^{1 2025} 年に向けた 5 つのシナリオは次の通り: ①継続する、②単一市場のみ、③より多くを欲する国がより多くを行う、 ④より少なく行い効率化する、⑤より多くを共に行う。 2017 年 3 月 25 日の「ローマ宣言」では「必要な場合には異なる歩調と強度で、ともに行動する」としており、シナリオ③(「マルチ速度欧州」とも称される)への当局の傾斜がうかがえる。 https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/white_paper_on_the_future_of_europe_en.pdf 2 重点政策分野は次の 5 つ: ①欧州の社会的側面、②グローバル化の活用、③経済通貨同盟、④防衛、⑤財政。

単一通貨ユーロは、いわば欧州統合の象徴である。同時に、ユーロとそれを取り巻く諸制度は、加盟国を加盟国として繋ぎ止める1つの装置でもある。その意味でEMUの完成度を高めるための取り組みは、EU制度改革そのものの根幹の1つであり、欧州委員会が描くEMUの近未来図は、EUの今後に重要な示唆を持つと言えるだろう。

1. 欧州債務危機以降の EMU 改革案の流れ

(1)「文書」は「2015年ユンケル報告」の中間報告

「文書」そのものの詳細に入る前に、本章 1. では、欧州債務危機以降に打ち出された EU の経済・金融分野における統合強化策の流れを簡単に振り返る (図表 1)。

<図表 1 欧州債務危機以降に示された EMU 改革のポイントとその変遷>

	公表時期	報告書名(通称含む)等	ポイント
危機対策 > 制度の調和 · 統合の強化	2012年12月	ロ ファンロンパイ報告:「真の経済 通貨同盟に向けて "Towards a Genuine Economic and Monetary Union"」	✓ 改革深化の為の4本柱を提唱:①銀行同盟、②財政同盟、③経済同盟、④民主的正当性・説明責任(政治同盟)✓ 具体化したのは銀行同盟の一部のみ
	2015年06月	ロ ユンケル報告 (ファイヴ・プレシ デンツ報告): 「経済通貨同盟の 完成 "Completing Europe's Economic and Monetary Union"」	 ✓ 4重点分野を再整理: ①経済同盟、②金融同盟(資本市場同盟の概念を追加)、③財政同盟、④民主的説明責任・正当性、制度強化 ✓ 「2025年までの完成」と、工程表に初めて時限設定
	2017年03月	ロ 欧州将来白書:「欧州の将来に関する白書 "White Paper on the Future of Europe: Reflections and Scenarios for the EU27 by 2025"」	✓ 同25日の「ローマ宣言」採択に先立ち、 EUの将来を議論する前提として発表 ✓ 2025年へ向けた5つの統合推進シナリ オ(五者択一ではない)を提示 ✓ EMUを含む重点政策分野については、 別途考察文書を公表する方針を明記
	2017年05月	ロ 欧州委員会による考察文書: 「経済通貨同盟の深化に関する 考察文書 "Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union"」	 経済同盟と財政同盟を統合し、重点分野を3つへ再々整理 知ち①金融(銀行+資本市場)、②経済・財政、③民主的説明責任の3分野へ 具体的には破綻処理基金の強化、預金保険スキームの合意、欧州版IMF創設、欧州安全資産(ESA)発行など

資料 欧州委員会ホームページ、各種報道より作成

まず、欧州債務危機さなかの 2012 年当時に打ち出された EMU 改革案は、例えて言えば"消火"や"延焼防止"が目的の「危機対策」であったと言える。具体的には、2012 年 12 月にファンロンパイ前欧州理事会常任議長がまとめた通称「ファンロンパイ報告」では、取り組むべき重点分野を、①銀行同盟、②財政同盟、③経済同盟、④政治同盟の4分野に整理し、改革案が提示された。このうち、金融危機対策と事実上同義であった①銀行同盟については、同報告が出される以前からa)銀行監督、b)破綻処理、c)預金保

険の一元化を目指すという3本柱の創設構想に基づき対応が進められ、実際にSSM(欧州単一監督制度)の実現目途が立ったことなどが、事態収束へ向けた一助となっていった。

もっとも、金融危機対策の意味合いが強かった「ファンロンパイ報告」においては、銀行同盟以外に目立った進展や成果が見られず、その他項目は、ほぼ未着手のまま据え置かれてしまった。また、一旦危機は鎮静化したものの、それに伴い改革推進に対する機運や切迫感そのものも薄れ、その後の数年間、改革推進速度は大きく鈍化した。この状況を打開するべく発表されたのが欧州 5 機関トップ³の連名で 2015 年 6 月発表に発表された通称「ユンケル報告」である(図表 1)。

ここでは、2012 年「ファンロンパイ報告」で示された 4 つの重点分野の再整理が行われ、「銀行同盟」として示された施策に対し、新たに「資本市場同盟」の概念が加えられ、改めて「金融同盟」として位置付けられた。「資本市場同盟」とは、株式、債券、デリバティブなど金融商品の取引市場において、EU 加盟国間にある様々な障壁を取り除き、各国の法制度等を統合することによって、EU 全体として資本市場を活性化し、域内の成長や雇用促進につなげることを目的としたもの。ユンケル委員長が就任当初から推進する最も重要な政策イニシアティブの 1 つであり、2015 年 2 月にはその構築に関するグリーンペーパー(提案書)も発表されている。

こうして、危機が一旦収まったことで、改革の軸足は EU・EMU 制度そのものの再設計・再建築へ徐々にシフトし、「制度の調和」や「統合の強化」を通じて、金融健全化・市場安定化や成長促進を目指す施策が加わっていった。例えば「資本市場同盟」では、統一された EU 資本市場の誕生によって市場へのアクセスや利便性が改善し、間接金融主体の大陸欧州諸国において中小企業も含め資金調達力が高まること、それによって域内外投資を惹き付け、投資家とともに消費者も保護すること、結果として EU の国際競争力向上などがうたわれている。欧州委員会が提示する EMU 改革案は、こうして、いわば有事対応から平時の施策へと、ここ数年で質的な変化をみせている。

なお、後述する通り、「文書」では、この 4 分野(経済、金融、財政、民主的説明責任)が更に 3 分野へと再改編されている。今回「文書」は、「ファンロンパイ報告」に始まる EU 改革案に連なるものであり、それらに対する中間報告の位置付けにある、と言えるだろう。

3

 $^{^3}$ 2015 年 6 月 12 日、欧州委員会のユンケル委員長が、トゥスク・欧州理事会常任議長(通称 EU 大統領)、ドラギ・ ECB 総裁、デイセルブルム・ユーログループ議長、シュルツ・欧州議会議長との連携の上、取り纏め、5 人の連名で公表したもの。英語では"Five Presidents' Report"と呼ばれる。

(2) 激変する外部環境・政治環境:英国離脱で"大きな存在"になるユーロ圏

EMU 改革論議が改めて盛り上がりを見せている背景にあるのは、単に改革速度が遅い、という問題意識だけではない。英国の EU 離脱問題、そして、米国発の保護主義拡散といった外部環境の劇的な変化も影響している。

中でも、英国の EU 離脱が持つ意味合いはやはり大きい。それは必ずしも英国の離脱 決定で動揺する EU の結束固め、という文脈ばかりではない。英国が EU から離脱すれ ば、EU におけるユーロ加盟国の存在感は、GDP (72%→86%) においても、人口 (67% →76%) においても一段と高まり、その影響力は増す。ユーロ圏の在り方が、そのまま EU の姿へより多く重なり、ユーロ圏の制度設計や体制整備も、EU 改革に重なる部分 が増えていくことになる。また、議論が活性化している重要なポイントとしては、EU の統合強化や機構改革に積極的なフランス・マクロン大統領の存在と、これに一定の同 調姿勢を示すドイツ・メルケル首相の緊密な連携関係も指摘しておく必要があろう。

2.「EMU の深化に関する考察文書」について

(1) 強調されるユーロの成功と長年の課題

続いて、ユーロ制度改革の最新の工程表を含む「文書」へ稿を進めると、欧州委員会は、まず、その冒頭の導入部分で欧州単一通貨ユーロの成功を次のように強調している。それは、マーストリヒト条約発効から約25年、現金流通の開始から約15年に過ぎない(いずれも「文書」公表時点)ユーロが、今では人口3億4000万人を抱える19のEU加盟国で法定通貨になっていること、図表2にある通り、米ドルに次ぐ第2位の国際通貨として、その地位を確立していること、そして、何よりも欧州市民によるユーロへの支持率が極めて高水準にあること(図表3)、などである。その思い入れの強さは、「長らく分断が続いてきた大陸欧州において、通貨ユーロは、EUが提供する自由、便益、機会を、日々リマインドさせる有形資産であり、いわば通貨を超えた存在である(下線筆者)」という筆致にもうかがわれる。

こうした認識の一方で、「EMU は『通貨』に関する部分では十分に発展したと言えるものの、『経済』の部分では統合が遅れており、そのため、欧州全体としての金融政策と各加盟国の国内経済政策を支援する能力が完全に発揮できない」⁴という課題にも触れている。つまり、ユーロの定着を自画自賛する一方で、EMU が依然として不完全な

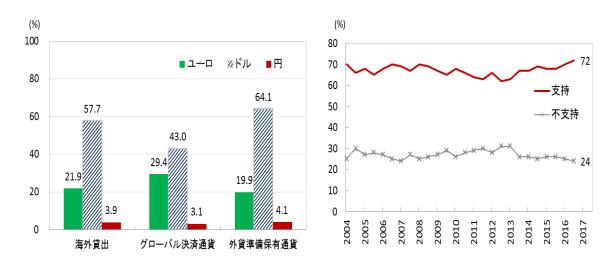
_

⁴ 駐日欧州連合代表部 (2017)

制度であることの根源を「通貨の発展・浸透」と「経済の統合不足」というミスマッチとして認識。金融政策はユーロ圏レベルで集権化されているものの、予算や分野別政策はそうでない事実、あるいは、厳格な財政ルールの一方で、加盟国の経済・財政政策の協調を目的としたヨーロピアン・セメスターの緩い経済指針が同時に存在していることなど、EMU が抱える「通貨」と「経済」のミスマッチについて、これといって改善の目途が立たないまま、長年課題として据え置かれてきた事実と反省に率直に触れている。

<図表2 国際通貨としてのユーロ>

<図表3 通貨ユーロの支持率>



資料 欧州委員会「Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union」より作成、 左図の数字は ECB による(2016 年 6 月現在)、右図はユーロバロメーター2017 より

(2)2段階で構成される工程表

「文書」で示される工程表や課題は次の通りである。図表 4-a、4-b にある通り、「ユンケル報告」からの大きな変更は、これまで 4 つに整理されてきた重点分野が、今「文書」では「経済同盟」と「財政同盟」が 1 つに統合され、①金融同盟、②経済・財政同盟、③民主的説明責任の 3 分野へと再改編された点である。もっとも、その多くは「ユンケル報告」を踏襲・精緻化したに過ぎず、後述する「欧州安全資産」等の開発を除くと、目新しさには欠く点は否めない。先に触れた「通貨」と「経済」のミスマッチを解消する方策が、容易には整わない難しい状況をうかがわせてもいる。

そもそも、欧州委員会は「文書」をあくまで議論のたたき台、と位置づけている。本稿冒頭で触れた「欧州将来白書」も含め一連の考察文書公表の一義的な目的は、最終的に共通の展望を持てるようになるための議論活性化にあり、政策提言ではないとの認識

である。また、工程表は 2017-19 年までの短期と、2020-25 年の中期の 2 段階に分けて提示されている。これは、来年 2019 年 5 月に欧州議会選挙を控えていることを踏まえた時限設定であり、第 1 段階の成果を欧州議会選挙で諮りたいとする当局の意向もうかがえる。

<図表 4-a EMU 完成に向けた工程表 (第1段階) >

2017-2019年				
□ 金融同盟	□ 経済·財政同盟			
 → 銀行同盟、および、資本市場同盟 ✓ 金融セクターのリスク削減措置 ✓ 不良債権処理の戦略 ✓ 単一破綻処理基金(SRF)の整備 ✓ 欧州預金保険スキーム(EDIS)合意 ② 資本市場同盟構想の完成 ✓ 欧州監督機構の見直し:単一の資本市場監督の設置 ✓ ソブリン債担保証券創設の取組 	 ▶ 経済、および、社会の収斂 ✓ 経済政策協調のためのヨーロピアン・セメスター強化 ✓ 技術的支援の拡充 ✓ 収斂基準に関する研究 ▶ EUの多年的財政フレームの準備 ✓ 構造改革支援を重点化 ▶ 財政安定化機能 ✓ 財政安定化機能 ✓ 財政安定化機能確立に関する検証 			
□ 民主的説明責任、および、効果的ガバナンス				
◇ 欧州議会との対話を強化・公式化 ◇ ユーロ圏の対外的な代表機能を強化 ◇ 財政協定をEU法体系へ統合することに向けた提案				

資料 欧州委員会「Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union」より作成

(3)第1段階「2017-2019年」のポイント:「金融同盟」の創設と「銀行同盟」の完成 2019年までの第1段階(図表 4-a)における最大のポイントは「金融同盟」の創設に ある。アクションプランとしては、a)「金融セクターのリスク削減措置(不良債権に対処するための戦略)」、b)「銀行同盟」の完成、そして c)「資本市場同盟」着手の 3 点。 そもそも銀行同盟は、銀行監督・破綻処理・預金保険の 3 本柱が整うことで完成する、という建付けにある。その意味では、依然として道半ばであり、その完成度を高めることは、"たたき台"扱いの工程表とはいえ、2019年の実現に向けて、より切迫感の高いアジェンダといえる。

順にみておくと、a)「金融セクターのリスク削減措置」については、昨年7月11日の欧州財務相理事会において、バッド・バンク設立などを柱とする行動計画が採択され、EU内での不良債権処理加速が正式決定されるなど1つの節目を見ている。欧州金融機関のバランス・シート調整の遅れ、特に南欧金融機関の不良債権問題は、当事国やEUのみならず、グローバルな金融安定や成長促進を脅かすものとして懸念されており、引

き続き、その改善と体制整備が注目される。

また b)「銀行同盟」の完成については、単一破綻処理基金(SRF)と欧州預金保険スキーム(EDIS)の 2 つが課題になる。前者の破綻処理については、単一銀行破綻処理メカニズム(SRM)の運用が 2015 年 1 月に既に開始されているが、そのための基金(SRF)の創設、より具体的には破綻処理の際の各国間・納税者間の不公平や負担を抑制・均衡化するため、SRM として備える基金を今後着実に積み増していくバックストップ(安全装置)が課題となる。

後者の預金保険については、銀行同盟内の全預金者に対し同レベルの保護を保証するための欧州預金保険スキーム (EDIS) の設計と合意が挙げられる。銀行同盟の 3 本柱のうち、EDIS は、セーフティーネットとして、リスク軽減・分散を実現する重要な役割が期待されている。そのため、欧州委員会は2018年末までの創設合意、2020年を目途とする各国基金との共通化 (個別国の基金が枯渇した場合にのみ支援)、2024年を目途とする一元化を青写真としているが、依然として合意に至っていない。背景には負担増への警戒から国内で強い反対のあるドイツが不良債権処理など銀行部門のリスク削減を優先すべきと主張する一方で、南欧等を中心とした国々が破綻時のバックストップの確保を先決すべきとするなど、意見の食い違いが根強いことがある。

これらの議論は、突き詰めれば仏マクロン大統領が提唱するユーロ共通予算に行き付く重い課題である一方、安易な財政移転はモラル・ハザードにもつながるため、合意形成は簡単には進まない。他方、銀行セクターの健全性は、国債の安定性と密接不可分であるとの見方に立てば、次の2. (4)で述べる、ユーロ共通債への布石となり得る「ソブリン債担保証券」など、「欧州安全資産(ESA)」の開発等が課題の1つに挙げられている点は興味深い。

(4) 第2段階のポイント:「欧州安全資産」の開発

2020 年から 2025 年の中期アジェンダでは、「資本市場同盟」完成への継続的な取り組み、EDIS の本格的な展開、そして、ユーロ圏を対象とするいわゆる「欧州安全資産 (ESA: European Safe Assets)」の開発を更に進めるための措置などが展望されている。課題の再整理ばかりが目立ち、やや新味に欠ける「文書」の中で、一定の期待と関心を集めたアジェンダがユーロ圏における「ソブリン債担保証券 (SBBS sovereign bond-backed securities)」である。これまでもユーロ圏の共通ソブリン債に関する議論はあったが、財政赤字に対するモラル・ハザードを警戒してあまり進展がみられなかった。

具体的な設計は第 1 段階の 2019 年までに行われることとなっているが、SBBS はユーロ加盟各国が発行する国債の証券化商品であるため、相対的に財政が健全な国でも受け入れやすい可能性があるアイディアと言える。他方、2025 年までに国債に替わる汎ユーロ圏の安全資産 (ESA) が提案されているが、こちらは加盟国の共同起債を前提としており、実現は難しいと考えられる。

<図表 4-b EMU 完成に向けた工程表(第2段階)>

2020-2025年				
□ 金融同盟	□ 経済·財政同盟			
 ▶ 資本市場同盟実現への取り組み継続 ▶ 欧州預金保険スキーム(EDIS)の実行 ▶ 欧州安全資産(ESA)発行 ▶ ソブリン・エクスポージャーに対する規制上の取り扱い変更 	 経済、および、社会の収斂 ✓ 新しい収斂基準と中央安定化とのリンク 中央安定化機能の導入 ✓ 制度設計の決定、稼働準備、開始 多年的財政フレームの導入 安定成長協定(SGP)の規定を簡素化 			
□ 民主的説明責任、および、効果的ガバナンス				
 ↓ ユーログループ議長の常任化 ↓ ユーログループ会合の閣僚理事会化 ↓ ユーログループの対外的な代表権の完全な統一 ◆ 残存する政府間協定のEU法への統合 ↓ ユーロ圏財務省の創設 ↓ 欧州通貨基金(EMF)の創設 				

資料 欧州委員会「Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union」より作成

3.「経済・財政同盟」と「民主的説明責任および実効的ガバナンス」について続いて、「金融同盟」以外の2つの重点分野についてみておくと、「経済・財政同盟」については、当該分野の政策協調や相互監視の強化、EU財政を通じた加盟国の構造改革支援のほか、ユーロ圏予算の創設を前提に、加盟国レベルで実施する公共投資や失業保険制度支援などが提案されている。

また、第3の重点分野である政治的な統合では、いわゆるユーロ・グループ (ユーロ 圏財務相会合、および、議長)の常設化や、対外代表権の統一、そして、欧州版 IMF (EMF) 設置などが挙げられている。今年6月に独仏首相が基本合意した「ユーロ圏共通予算」や、同じく6月にユーロ圏首脳会議で合意された「欧州安定メカニズム(ESM)

を欧州版国際通貨基金 (IMF) に発展させる」ことなどは、いずれも、極めて重要な EMU 改革策である。しかし、こうした野心的な重要課題の議論を進めることによって、銀行同盟など早期実現が必要とされる課題の合意形成がかえって難しくなってしまうリスクがある。 EMU 改革以外にも、例えば、移民・難民政策などを巡り EU 内の対立が先鋭化する状況のなか、共通予算など、多分に政治統合の意味合いを持つ施策の本格検討は、まだ暫く先のこととなろう。

4. 結びにかえて:「EMU の深化に関する考察文書」が示唆するもの

最後に、「文書」が示唆する EU の今後について、以下 3 点の所見を挙げて、結びと したい。

1 つめは、欧州当局の EMU に対する強い自負と肯定感である。欧州当局は、EU や EMU が制度的に完璧ではないことを十分認めながらも、同時にそれらが最善の策だという自負を強く持っている⁵。5 年足らずで改革工程表が 3 度も改編された事実は、本来、その制度が生来的に抱える困難や欠陥の証左のはずである。しかし「文書」が示す課題認識や対応策は従前通りであり、体制刷新に対する希求や切迫感というよりも、むしろ、強い肯定感がうかがえる。今後の統合の進め方について、欧州委員会は「マルチ速度欧州」に傾斜している⁶が、それは正に EMU やシェンゲン協定の推進・運営で使われてきた手法である。これらを総合的に踏まえれば、欧州統合は EMU と同じくマルチ速度方式、すなわち、「先行する能力と意思を持つ加盟国の集団が前衛となって、超国家的統合を進める」やり方を基本として、当面進められていく可能性が高いと思われる。

2 つめは、加盟国間の新たな対立関係である。大国主導で進められる統合強化策に対し、オランダなど 8 か国が「新ハンザ同盟」⁷と呼ばれる連携を通じて抵抗し、「大規模な権限移譲をこれ以上目指すべきではない」などとして、今年 3 月に「EMU 改革に関する共同文書」を発表する一幕があった。同様の反応は、今年 6 月独仏首脳がユーロ共通予算案を提案した際にも見られている。統合を前のめりに進める動きに対して、程よ

^{5 2016} 年 9 月 16 日に EU 首脳によって採択された『ブラスティスラバ宣言』では、「EU は完璧ではないが、我々が直面している新たな挑戦へ対処する上で、最善の手段である」との認識が示された。

⁶ 脚注 1 ご参照。2017 年 3 月 1 日発表の「欧州将来白書」で提示された 5 つのシナリオの 1 つで、「より多くを欲する国がより多くを行う "Those Who Want More Do More"」というアプローチ。たとえ一部の加盟国に限定されるとしても、有志・有能諸国で超国家的統合を発展させることを選択するもの。

⁷ 「新ハンザ同盟」とは、経済的に豊かな北方の小国群、といったニュアンスで使われる通称。構成する国は基本的に次の8か国(オランダ、バルト3国(エストニア、リトアニア、ラトビア)、フィンランド、デンマーク、スウェーデン、アイルランド)であり、これを軸にベルギー、ルクセンブルク、マルタ、オーストリア等が加わる場合がある。牽引役はオランダとされる。

いブレーキをかけ、政治統合ではなく経済統合を優先させようとする試みは、これまで 英国が先導してきたものだが、英国の EU 離脱によって、早くも別の形での対立軸が出 来しつつある。先に触れた「マルチ速度欧州」も、当然ながら、前衛集団に入ることを 望まない(望めない)国々からの反発を覚悟する必要があるだろう。「欧州統合の在り 方・進め方」を巡る議論が、容易には決着できない難しい政治環境を改めて映し出して いる。

最後のポイントは、EMU も含む欧州統合は危機によって推進力が増す、という歴史 認識である。欧州の父と呼ばれるジャン・モネ®の警句(「欧州は、危機を通じて形成され、危機に対する解決策の積み重ねとして構築されていく」)を引用するまでもなく、2 度の大戦を奇貨として誕生した現在の EU は、危機をバネに進められてきたプロジェクトである。金融セクターの脆弱性や移民・難民問題、保護主義や地政学的リスクに Brexit と、今の欧州が抱える課題を総合的にみれば、それはある種の危機に直面していると言っても過言ではない。しかし、にもかかわらず、改革推進の速度が鈍いままである現実に対しては、もっと多くの警戒と懸念を持つ必要があるように思われる。

以上

_

⁸ 現在の EU につながる最初の組織となった 1952 年設立の ECSC (欧州石炭鉄鋼共同体) において、その最高機関の 初代委員長を務めた人物。

<参考文献>

European Commission (2017a), White Paper on the Future of Europe-Reflection and Scenarios for the EU27 by 2025-, Brussels, 1 March 2017

European Commission (2017b), Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union, Brussels, 31 May 2017

Herman Van Rompuy (2012), Toward a Genuine Economic and Monetary Union, Brussels, 5 December 2012.

Junker, J.C. et al. (2015), Completing Europe's Economic and Monetary Union, Brussels, 22 June 2015.

庄司克宏(2018)『欧州ポピュリズム~EU 分断は避けられるか』ちくま新書

高橋和也(2017)「欧州委員会の提示する経済通貨同盟の将来像」『証券レビュー』第 57 巻第 7 号

田中素香(2010)『ユーロ~危機の中の統一通貨』岩波新書

駐日欧州連合代表部 EU MAG(2017)「EU の経済通貨同盟に関する考察文書とは?」 http://eumag.jp/questions/f1017/

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2018 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話:03-3245-6934(代)ファックス:03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp
URL: https://www.iima.or.jp